

杵築市水道料金算定基準

I まえがき

水道料金は、給水サービスの対価であるから、できるだけ低廉かつ公平でなければならないとともに、市民の要求する水需要が量質ともに充足できるよう適正に定められていなければならない。

したがって、水道事業者は、水道料金の低廉化を図るために事業全般にわたる経営の合理化に最大の努力を傾注すべきであることはいうまでもなく、いやしくも放漫経営に伴う冗費を総括原価に含め、これを使用者の負担に転嫁するようなことは到底許されることではない。

しかし、同時に水道料金は、事業の効率的経営を前提とするかぎり、給水に要する原価を償うものでなければならない。原価を無視した低料金は、水道事業の健全な発展はもとより、現状の維持さえ困難にするばかりでなく、放漫な水使用を助長する結果、給水サービスの全般的な低下を招くこととなるからである。

このような事態を回避又は解決するための最大の要件は、料金の適正化をはかることである。

そして、料金が適正であるためには、

第一に、事業の能率的経営を前提とする原価が基礎になっていること。

第二に、総括原価は、単に既存の水道施設を維持するためのものばかりでなく、水道施設の拡充強化のための原価をも含むものであること。

第三に、料金負担の公平の見地から、各使用者の料金は個別原価に基づき算定されているものであることが必要である。

II 水道料金算定要領

(総則)

第1条 水道料金の算定にあたっては、水道使用者の公平な利益と水道事業の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するよう配慮されなければならない。

(総括原価)

第2条 水道料金は、過去の実績及び社会・経済情勢の推移に基づく合理的な水需要予測と、これに対する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しなければならない。

(料金算定期間)

第3条 料金算定期間は、原則として将来の4年間とする。ただし、経済情勢の

急激な変化等により、これにより難しい場合は、この限りではない。

(営業費用)

第4条 営業費用は、人件費、動力費、薬品費、修繕費、減価償却費、資産減耗費、その他の維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。各費用及び控除項目の額の見積もりにあたっては、料金算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

1. 人件費

人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の変動等を考慮して適正に算定した額とする。

2. 動力費

動力費は、地区別需要予測に基づく水道施設の個別稼働計画に準拠して適正に算定した額とする。

3. 薬品費

薬品費は、給水計画及び各水源別水質の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

4. 修繕費

修繕費は、水道施設の適正な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び地域の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

5. 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間中の水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。

6. 資産減耗費

資産減耗費は、過去の実績及び水道施設の実態等を考慮して適正に算定した額とする。

7. その他の維持管理費

委託料、手数料及び通信運搬費等のその他の維持管理費は、過去の実績、将来の事業計画及び個別費用の特質等を勘案して適正に算定した額とする。

8. 控除項目

諸手数料その他事業運営に伴う関連収入は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画等を考慮して適正に算定した額とする。

(資本費用)

第5条 資本費用は、支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる資産維持費の合計額とする。

1. 支払利息

支払利息は、企業債の利息及び一時借入金の利息の合計額で、料金算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。

2. 資産維持費

資産維持費は、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

(経営効率化計画)

第6条 水道料金の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、経営戦略等の経営効率化計画を策定し、これを総括原価に反映させなければならない。

(料金体系)

第7条

1. 個別原価主義

水道料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金に区分して設定するものとする。各使用者群は、給水管の口径により分類する。

この場合において設定された料金をもって計算した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない。

2. 特別措置

(1) 各使用者群の基本料金に対しては、生活用水への配慮及び給水需給の実情等から必要がある場合には、資本費用の一部を配賦しない等その料金の軽減措置を講ずることができる。

(2) 従量料金については、給水需給の実情等により適当な区画を設けて逡増又は逡減料金制をとることができる。

(経過措置)

第8条 本算定方式の実施にあたっては、急激な変動を緩和するため適当な経過措置を講ずることができる。